

# 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン

## 会員・会費関連細則

### 第1条（目的）

本細則は、一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（以下、GCNJという）の会員・会費について、会員規程および会費規程に補足するために実務的な事項を中心に定める。

### 第2条（会員の入会申し込み）

会員の入会申し込み手続きとして以下を定める。

(1) GCNJ への加入手続きは、GCNJ の運営するWEBサイトに提示する必要書類（一式）を提出することによって開始される。

(2) GCNJ に加入する企業・団体は以下の要件を満たすものとし、GCNJ 事務局は当該加入希望企業、団体に以下の書類の提出を求め、確認または審査を行う。

① 国連グローバル・コンパクト（以下、GCという）未署名の場合、GCNJ 会員の入会は、GC署名を条件とする。

- a 国連事務総長宛ての最高経営責任者による書簡（企業用・団体用の区別あり）
- b GC署名必要情報（GCNJでの審査後、GCのWEBサイトに直接入力）

② 上場企業：反社会的勢力・団体と関係のないこと、および組織の実体を有していること。上記①に求める書類に加え、当該加入希望企業に以下の書類の提出を求める。ただし、会社法、金融証券取引法、等により、当然に外部・内部監査が行われているものとして、GCNJ 事務局は独自審査を行わない。

- a GCNJ 代表理事宛ての最高経営責任者による宣誓書（企業用）
- b 会社案内書もしくはそれに代わる書類
- c CSR報告書もしくはそれに代わる報告書
- d GCNJ 加入必要情報（GCNJのWEBサイトに直接入力）

③ 非上場企業：反社会的勢力・団体と関係のないこと、および組織の実体を有していること。上記①、②に求める書類に加え、当該加入希望企業に以下の書類の提出を求めて、加入要件を満たしているかどうかを審査する。

- a 登記事項証明書（登記簿謄本）
- b 直近の財務諸表
- c 認証機関からの証明書\*および第三者による会計監査を受けている場合は、公認会計士による会計監査報告等

証明書\*：ISO14001、9001、エコアクション21、ISMS などの第三者認証

④ その他団体：法人格を有していること、反社会的勢力・団体と関係のないこと、および組織の実体を有していること、上記①に求める書類に加え、当該加入希望団体に以下の書類の提出を求めて、加入要件を満たしているかどうかを審査する。

- a GCNJ代表理事宛での最高経営責任者による宣誓書（団体用）
- b 団体案内書もしくはそれに代わる書類
- c CSR報告書もしくはそれに代わる報告書
- d GCNJ加入必要情報（GCNJのWEBサイトに直接入力）
- e 団体の規約
- f 団体の役員名簿
- g 直近の活動報告書
- h GCNJ理事もしくはGCNJ正会員からの推薦状

2.賛助会員の入会申し込み手続きとして以下を定める。

- (1) GCNJへの加入手続きは正会員と同様の書式を用いる。必要書類その他手続きの詳細については、別途経営執行委員会において定める。
- (2) 会員資格の期限は当法人事業年度と同じとし、1年更新とする。

### 第3条（会費の納入）

会費納入に要する銀行振り込み手数料は、会員または新規入会する企業・団体の負担とする。会費は、当法人設立初年度を除き、6月に請求する。

### 第5条（本細則の改廃）

本細則の修正および廃案は、理事会において決定する。

平成26年5月15日制定（平成26年6月4日承認）  
平成27年3月20日改定（平成27年3月31日承認）  
平成27年7月1日 改定  
平成30年4月1日 改定  
令和元年6月1日 改定